

昭和四十一年一月二十八日受領  
答 弁 第 一 号

(質問の 一)

内閣衆質五一第一号

昭和四十一年一月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 山口喜久一郎 殿

衆議院議員林百郎君提出寄附金による県立高等学校の建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員林百郎君提出寄附金による県立高等学校の建設に関する質問に対する

答弁書

県立高等学校の建設にあたって市町村が自発的、任意的に寄附を行なうことは、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第四条の五、第二十七条、第二十七条の三および第二十八条の二の規定に違反する行為とは言えないのであつて、ご質問の事例については、地方財政法の規定に違反するものではないと考えている。

右答弁する。